平成２５年（フ）第５１０号
京都府城陽市久世芝ケ原131番地の77
債務者　山岡　順子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
京都府宇治市槇島町南落合47番地の128
債務者　三角　一義
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５５号
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町18番地　プルーリオン勧修寺106
債務者　金子　博文
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６２号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町６番地　ロイヤル現代304号室
債務者　澤山　康代
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３３号
京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　14棟403号
債務者　煌めきこと　朝倉ゆかり
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
京都府八幡市下奈良上ノ段１番地の９　２棟202号深水方
債務者　杉山美香代（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
京都府亀岡市篠町広田２丁目27番13号エミネンス亀岡Ｄ―201
債務者　久保田アミ（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第６２６号
堺市堺区寺地町東３丁１番30号フェリスビラ502号
債務者　山口　典寿
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
堺市東区南野田384番地４　イーグル南野田203号
債務者　青木　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６５号
大阪府河内長野市本町７―９―104、住民票上の住所大阪府貝塚市堀１丁目９番８―405号、前住所大阪府岸和田市今木町159番地
債務者　宮部　清子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
岡山県倉敷市西坂1342番地125
債務者　米里　文絵（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
岡山県倉敷市北畝４丁目14番２―202号パステルユニオン
債務者　神宮あかね
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市中島1556番地44
債務者　三宅　正浩
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
静岡県焼津市大住290番地の１　リザーブM101、申立時の住所高知市福井扇町10番10―１号　ハイツＹＯＳＨＩＮＯ302
債務者　樋口　俊一
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８５号
高知市薊野西町３丁目22番22号　201号
債務者　田邊　裕理
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８７号
高知市北高見町47番地19　中西アパート三島世子方
債務者　武市　昌卓
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０４号
高知市鴨部上町12番10―９号　品川荘２Ｆ東
債務者　竹本美佐子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係